

平成29年度  
第1回 印西市地域公共交通会議

開催日時：平成29年8月7日（月）15時～

開催場所：印西市役所 附属棟 23会議室

## 目 次

○会長及び副会長の選出	…P 1
○協議事項	
(1) 平成30年度生活交通確保維持改善計画の認定申請について	…P 2
○報告事項・その他	…P 11

## ○会長及び副会長の選出

(印西市地域公共交通会議設置要綱 抜粋)

(会長)

第4条 会長は、前条第2項に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第5条 副会長は、第3条第2項に規定する委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

## ○協議事項（１）

### 平成30年度生活交通確保維持改善計画の認定申請について

#### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

##### <目的>

印西市においては、市域中央を東西に走る北総線と市域北部を東西に走るJR成田線の鉄道路線を地域間交通ネットワークとして、当該路線と接続する路線バス、コミュニティバスなどによって、公共交通機関網が形成されている。

こうした中で、市内には半径1キロメートル以内にバス停留所、鉄軌道駅、港湾及び空港が存在しない、いわゆる「交通不便地域」が点在しており、この計画では、地方運輸局長から交通不便地域の指定を受けた「竜腹寺地区・荒野地区」の住民を主な対象者とした移動手段の確保することを目的とする。

##### <必要性>

当該地区では、高齢化も進展し、また商業施設や医療施設がなく、日常生活における買い物・通院等、高齢者の生活を支える生活交通等の運行を行う必要がある。また、本埜地区及び印旛地区ではコミュニティバスが運行されておらず、地区によってバスの系統数、便数、運賃等のサービス水準に差異が生じており、さらに本埜地区では路線バスが2系統運行されているものの、バス停については数が少なく、地区内全域をカバーする交通機関が存在しない状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ふれあいバス印旛支所ルートを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

平成30年度の一日あたりの平均利用者数の目標を、55人とする。運行開始以降、減少傾向にあった利用者数を回復させるため、ダイヤの見直しや市の広報紙、ホームページ等で周知を行い、利用者増加に向けた取り組みを行ってきた。その結果、目標値であった一日あたりの平均乗客目標50人を達成することができた。今後も、利用者数の増加を目指した取り組みを、引き続き実施する。

市域におけるまちづくり拠点を結ぶバス公共交通の強化を図るとともに、商業集積地への移動手段の確保と休日の移動ニーズを考慮し、利用者の利便を図るため、平日及び土曜日に加え、日曜日及び祝日等の運行を引き続き実施する。

印西市ふれあいバス印旛支所ルートの一平均利用者数

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
平均利用者数	46人	39人	33人	35人	41人	52人

### (2) 事業の効果

- ・公共交通不便地域の解消を図る。
- ・買い物、通院等、地域住民の日常の活動機会を確保する。
- ・交通弱者とされる方々の移動手段を提供し、社会参加の機会を確保する。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

### <目標を達成するために行う事業>

- ・市広報、ホームページ等による利用促進に向けた周知
- ・利用者の利便性が向上するように、ダイヤ改正やルートの見直し等について、利用動向を注視しつつ、随時検討していく。

### <実施主体>

印西市及び補助対象事業者

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

印西市から運行事業者への費用については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

ちばレインボーバス株式会社

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

8. 協議会の開催状況と主な議論

- 23年 3月：印西市地域公共交通総合連携計画を承認。  
5月：運行事業者の選定方法（プロポーザル方式）について承認。  
6月：本計画に基づく新規ルートの運行並びに運行事業者、運行内容について承認。  
8月：当該ルートの広報活動、利用促進策について検討。  
11月：利用者アンケートの実施について承認。
- 24年 2月：利用者アンケートの結果を報告。  
4月：当該ルートの延伸について承認。  
8月：当該ルートの延伸後の利用状況を報告。  
12月：当該ルートの延伸後の利用状況を報告。
- 25年 5月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ等について承認。  
8月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ後の利用状況を報告。
- 26年 1月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ後の利用状況を報告。
- 27年 1月：当該ルートの印西牧の原駅への乗り入れ後の利用状況を報告。  
当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便について承認。  
8月：当該ルートの利用状況を報告。
- 28年 1月：当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便後の利用状況を報告。
- 29年 1月：当該ルートの運行ダイヤの見直し及び増便後の利用状況を報告。

9. 利用者等の意見の反映状況

- 委員23名のうち8名を市民から選考しており、本計画は市民代表を含む会議に諮っている。
- 本計画の新規ルート運行を位置づけた印西市地域公共交通総合連携計画の策定時に、市民アンケート及び意見公募を実施した。取得したデータ及び意見等については、本計画の策定及び計画事業の実施にあたり参考としている。
- 市内公共交通に関する意見については事務局で常時受付けており、必要と認められるものについては会議に諮っている。

10. 協議会メンバーの構成

市民	公募市民（2名）
	高齢者クラブ連合会
	町内会自治会連合会（3名）
	女性の会
	民生委員
一般乗合旅客自動車運送事業者	ちばレインボーバス株式会社
	有限会社大成交通
	なの花交通バス株式会社
	ちばグリーンバス株式会社
一般乗用旅客自動車運送事業者	株式会社都市交通
	船尾タクシー有限会社
一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者の代表	ちばレインボーバス株式会社 自動車運転士
市職員	都市建設部長
	健康福祉部長
	企画財政部長
千葉県知事又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課企画調整班職員
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送監査部門）
千葉県印西警察署	千葉県印西警察署交通課長
その他市長が必要と認める者	我孫子市建設部交通課長
	評論家・大学講師

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

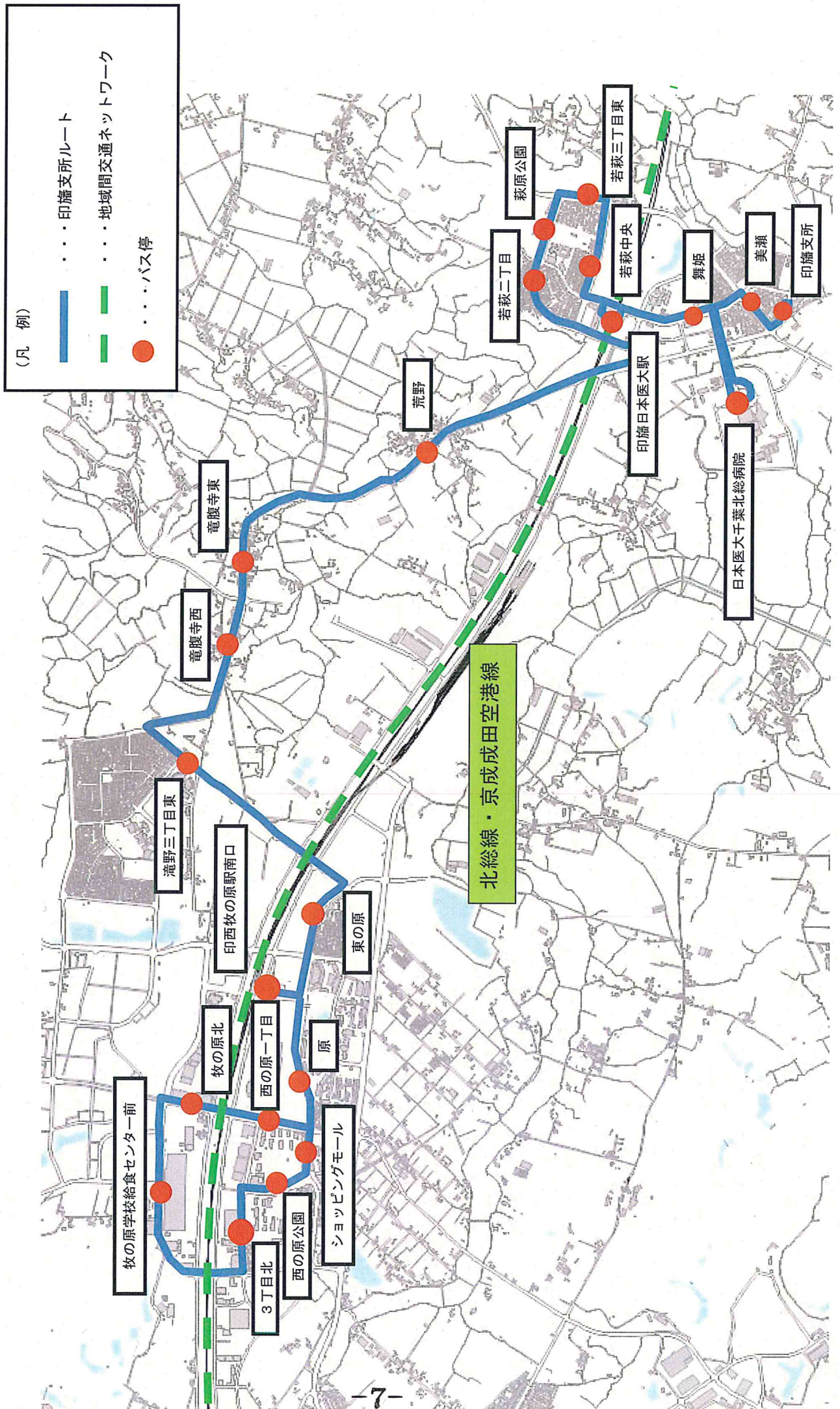
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
印西市	ちばレインボーバス 株式会社	(1) ふれあいバス 印旛支所ルート	印旛 支所	竜腹寺 西	印旛 支所	往23.2km 復23.2km	365日	2920回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークの運行 時間に合わせたダイヤを設定 し、相互の連携を図るよう努め る。	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。



表 1 添付資料： 印旛支所ルート 運行経路及びバス停位置



印旛支所ルート(印旛支所・牧の原循環ルート)時刻表 (平成27年10月1日改正)

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
132	印旛支所		8:20	9:47	11:14	—	14:22	15:49	17:16
131	美瀬		8:21	9:48	11:15	—	14:23	15:50	17:17
130	日本医大千葉北総病院		8:22	9:49	11:16	—	14:24	15:51	17:18
129	舞姫		8:24	9:51	11:18	—	14:26	15:53	17:20
128	印旛日本医大駅		8:26	9:53	11:20	—	14:28	15:55	17:22
127	若萩中央		8:28	9:55	11:22	—	14:30	15:57	17:24
126	若萩三丁目東		8:29	9:56	11:23	—	14:31	15:58	17:25
125	萩原公園		8:30	9:57	11:24	—	14:32	15:59	17:26
124	若萩二丁目		8:32	9:59	11:26	—	14:34	16:01	17:28
123	荒野		8:35	10:02	11:29	—	14:37	16:04	17:31
122	竜腹寺東		8:37	10:04	11:31	—	14:39	16:06	17:33
121	竜腹寺西		8:38	10:05	11:32	—	14:40	16:07	17:34
120	滝野三丁目東		8:40	10:07	11:34	—	14:42	16:09	17:36
119	東の原		8:43	10:10	11:37	—	14:45	16:12	17:39
37	印西牧の原駅南口		8:45	10:12	11:39	13:20	14:47	16:14	17:41
36	原		8:46	10:13	11:40	13:21	14:48	16:15	17:42
40	ショッピングモール		8:47	10:14	11:41	13:22	14:49	16:16	17:43
86	西の原公園		8:48	10:15	11:42	13:23	14:50	16:17	17:44
135	3丁目北		8:49	10:16	11:43	13:24	14:51	16:18	17:45
33	牧の原学校給食センター前		8:52	10:19	11:46	13:27	14:54	16:21	17:48
34	牧の原北		8:53	10:20	11:47	13:28	14:55	16:22	17:49
35	西の原一丁目		8:54	10:21	11:48	13:29	14:56	16:23	17:50
36	原		8:55	10:22	11:49	13:30	14:57	16:24	17:51
37	印西牧の原駅南口	7:30	8:57	10:24	11:51	13:32	14:59	16:26	17:53
119	東の原	7:32	8:59	10:26	—	13:34	15:01	16:28	17:55
120	滝野三丁目東	7:35	9:02	10:29	—	13:37	15:04	16:31	17:58
121	竜腹寺西	7:37	9:04	10:31	—	13:39	15:06	16:33	18:00
122	竜腹寺東	7:38	9:05	10:32	—	13:40	15:07	16:34	18:01
123	荒野	7:40	9:07	10:34	—	13:42	15:09	16:36	18:03
124	若萩二丁目	7:43	9:10	10:37	—	13:45	15:12	16:39	18:06
125	萩原公園	7:45	9:12	10:39	—	13:47	15:14	16:41	18:08
126	若萩三丁目東	7:46	9:13	10:40	—	13:48	15:15	16:42	18:09
127	若萩中央	7:47	9:14	10:41	—	13:49	15:16	16:43	18:10
128	印旛日本医大駅	7:49	9:16	10:43	—	13:51	15:18	16:45	18:12
129	舞姫	7:51	9:18	10:45	—	13:53	15:20	16:47	18:14
130	日本医大千葉北総病院	7:53	9:20	10:47	—	13:55	15:22	16:49	18:16
131	美瀬	7:55	9:22	10:49	—	13:57	15:24	16:51	18:18
132	印旛支所	8:00	9:27	10:54	—	14:02	15:29	16:56	18:23

走行距離 9.2 23.2 23.2 14.0 14.0 23.2 23.2 23.2

印旛支所ルート1日の合計走行距離 153.2 km ※全8便の合計走行距離

計画実車走行距離 55918.0 km =153.2km×365日

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	印西市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	43,947
交通不便地域	486

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
486	竜腹寺地区及び荒野地区	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
486	$486 \times 120\text{円} \times 0.6 + 200\text{万円}$	2,034千円

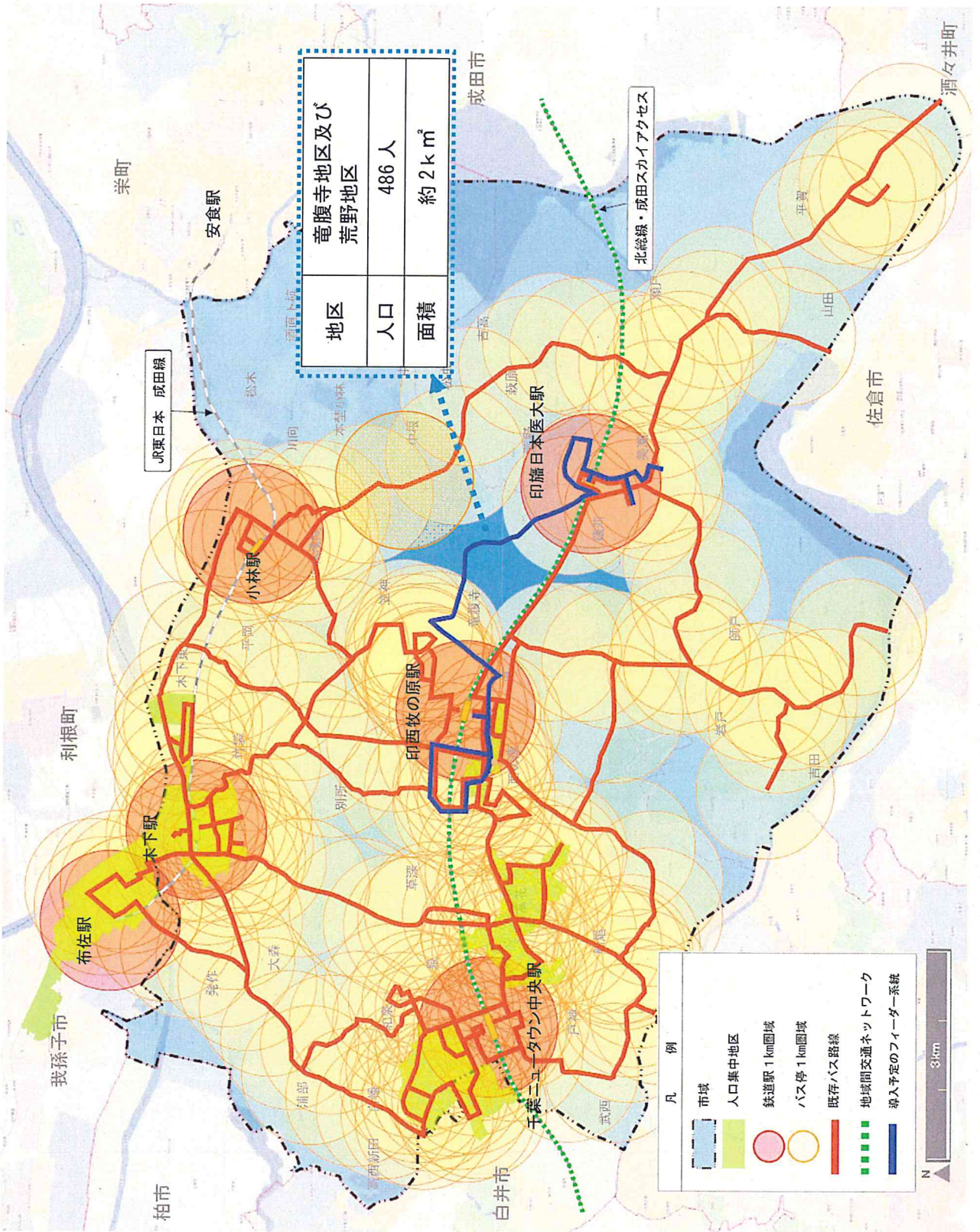
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5 添付資料： 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要



## ○報告事項

- ・ 前回の印西市地域公共交通会議（平成 29 年 1 月 20 日開催）での承認事項に関する報告
- ・ 平成 28 年度のふれあいバスの利用状況報告

## ○その他

- ・ 今後の地域公共交通会議の予定について